

学童保育における新型コロナウイルス感染症への対応方針

1. 趣旨

岐南町内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学童保育に関する対応方針を定める。

2. 本方針の対象

町内3か所の学童保育室

3. 対応方針

(1) 感染の場合

ア。「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について」（令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、小学校において全部が臨時休業となった場合（臨時下校措置を含む）は、その小学校区の学童保育室はすべて休室とする。なお、休室の期間は小学校の臨時休業期間とする。

イ、小学校において一部が臨時休業となった場合（学級閉鎖、学年閉鎖等）は、その小学校区の該当学級等に在籍する児童については、利用停止とする。なお、利用停止の期間は小学校の臨時休業期間とする。

ウ、以下の場合においては、該当する学童保育室を休室する。

（ア）学童保育利用児童に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合

（イ）学童保育従事者に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合

なお、休室の期間は岐阜県等と相談の上、決定する。

(2) 濃厚接触の場合

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者に特定された児童、同居家族並びに学童保育従事者については、必要な期間（国等の指針に基づき感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とするが、県等関係機関に確認する）の利用停止とするが、学童保育室は休室しない。

4. その他

この対応方針は、新型コロナウイルス感染症への対応の原則を示すものであり、今後の感染状況等に応じて、変更する場合がある。